○関東地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年関東地方整備局告示第四十一号吉井都市計画道路事業

三・五・十七号片山田島堰口線

三　事業施行期間　自令和四年二月十七日至令和九年十月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第三百五十九号桶川都市計画道路事業三・四・二号駅東口通り線及び三・四・七号仲仙道線

三　事業施行期間　自平成二十七年十月十九日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　五十四号　広島市中区基町六番地先から同市中区基町一番一〇地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　公園管理者　広島市長　松井　一實

住所　広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定」及び「一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定の実施に関する細目協定」に記載

四　管理の期間　令和八年一月九日から当該協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十三号宮之城都市計画公園事業九・六・一号北薩広域公園

三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

人事異動

内閣府

石井夏生利（簑田夏生利）

鬼頭　武嗣（佐古　和恵）

菅野　早紀（松山　早紀）

谷口　綾子（金子　綾子）

林　千晶

丸山絵美子

落合　孝文　加藤百合子　杉山　将　西村　訓弘　中川　丈久　程　近智　増島　雅和　宮川　大介

新技術等効果評価委員会委員に任命する（各通）

（一月三十日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

朝長　正人

従五位に叙する（各通）

高師　章爾　外崎　充子　山永　秀治　中山定一郎　山口　芳幸　原澤　幸司　古田精一郎　永田　正幸　押田満理子　外崎　充子　山永　秀治

木村　昇　大仁　洋　犬飼　久武　幡鎌　嘉男　河村　三夫　高橋　清幸　森　紘一　山口美喜男　磯村　光広

正六位に叙する（各通）

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十五日）

縣　俊郎

正五位に叙する

佐藤　征男

従五位に叙する

内山　猛　竹内　善久　板東　睦夫

春田　幹男

正六位に叙する（各通）

岩本　英男　緒方　博孝　小山　雅昭　佐野　弘　鈴木　功　武田富太郎　千葉　善昭　長谷川次男　久本　明豊　若林志萬夫

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上七年十二月二十六日）

武田　一彦　味岡　洋一

（新潟大学名誉教授）

正四位に叙する

（東京都中央区議会議員）

押田満理子

従五位に叙する

貴島　輝彦　西　義弘　樋口紀代志

正六位に叙する（各通）

漆山　晃輔　近藤　操　澤本　勝利

従六位に叙する（各通）

田高　安徳　中北　智久　山田　榮　井上　昭典　小川　紳夫　田中　茂一　平鍋　光寛

正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十七日）

後藤　昇弘

従三位に叙する

深沢　規夫

正六位に叙する

飯田　武彦　片山　萬信　菊井　正　栗本　敏夫　田村　英二　寺下　明男

外處　巖　間島　一雄

従六位に叙する（各通）

岡元　賢二

正七位に叙する（以上七年十二月二十八日）

梶元　逸男　坂口　貞夫

従六位に叙する（各通）（七年十二月三十一日）

大橋　柾利　小柳　司

正七位に叙する（各通）（一月二日）

渡邊　強

従六位に叙する

正七位に叙する（各通）（以上一月三日）

○叙勲

（東京都中央区議会議員）

押田満理子

旭日小綬章を授ける（七年十二月二十七日）

高師　章爾　外崎　充子

瑞宝小綬章を授ける（各通）

瑞宝双光章を授ける（以上七年十二月二十五日）